

4節 既存天井の撤去及び下地補修6.4.1
一般事項

この節は、既存天井を改修する場合に適用する。

6.4.2
工法

(1) 既存の天井の撤去は、次による。

(ア) 下地材、下地張りボード等を残し、仕上材を撤去する場合は、設備器具等に損傷を与えないよう行う。また、必要に応じて、集じん装置付き機器を使用する。

なお、既存の下地材、下地張りボード等に新規に仕上材等を設けるにあたり、下地の不陸調整を行う。

(イ) 下地材等を含め撤去する場合は、床及びその天井に取り合う壁に損傷を与えないよう養生を行う。

(2) 照明器具等の割付けが既存の設置箇所と異なる場合は、次による。

(ア) 既存開口は、周りの下地に合わせて周りの下地と同材で補強する。

(イ) 新設の照明器具等の開口のために、野縁又は野縁受けを切断する場合は、同材で補強する。

(ウ) 天井点検口等の開口部は、取付け用の補強材を設ける。